

厚生労働省では、平成 21 年 2 月 23 日に、国民年金と厚生年金の財政検証結果を公表し、また平成 21 年 5 月 26 日に、それに関連する資料を公表しました。これは、平成 16 年に大きな年金改革を行った際にお示しした諸試算（注）について、5 年後である今回の財政検証において、どのように姿が変わったかを比べるためのものです。

（注）具体的には、次のような試算を行っています。

- ・年金制度における世代間の給付と負担の関係
- ・生年度別に見た年金受給後の年金額の見通し
- ・世帯類型別の年金額及び所得代替率
- ・厚生年金、国民年金（基礎年金）の財源と給付の内訳

（トピックス）財政検証とは？

公的年金は、加入者の保険料や国庫負担等の収入により、年金給付の支出を賄っていますが、時間の経過によって人口構成や社会・経済情勢が変化し、それに伴い財政状況が変わってきます。こうしたことから、少なくとも 5 年に一度、財政検証（財政の現況および見通しを作成することです）を行い、その財政状況をチェックすることとしています。財政検証は、いわば年金財政の「定期健診」の役割を果たしています。

（注）財政検証とは、現時点での人口や経済等に関するデータを将来の年金財政に投影させた場合、どのような姿になるのかを示すものです。超長期（100 年後）の年金財政の状況を予測するものではありません。

この財政検証の内容等について正確なご理解をいただくには、併せて公的年金制度の仕組みを知ることが重要です。ここでは、財政検証等の意味を理解するために必要となる公的年金制度の仕組みについて、御紹介いたします。

（目次）

1. 公的年金制度（厚生年金保険制度）は、現役時代に所得の低い方（世帯）に対しても一定の年金額をお支払いするような制度になっています。
2. 夫婦世帯の給与収入が同じであれば、世帯の保険料負担も給付も同額になるように設計されています。
3. 夫婦世帯と単身世帯の比較をする場合には注意が必要です。比較するためには一人当たりの給与（夫婦世帯の場合、給与を頭数の 2 で割った数字）で比較する必要があります。
4. 公的年金（厚生年金保険制度）で定められている給付水準 50% という目標について。
5. 今までの総括。世帯類型により、一人当たりの年金月額と所得代替率はどのような関係に立つのでしょうか。
6. 今は共働きがほとんどで、専業主婦などはほとんどいないとの指摘があります。公的年金（厚生年金保険制度）でのパートの方の位置づけと、パート

の方の世帯での保険料負担・給付の関係、現実にどのくらいいるか説明します。

7. 年金を受給し始めてからの年金額改定のルールについて。名目の年金額は物価の上昇により改定されます。通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいので、現役世代の所得に対する比率は低下していきます。ただし、下支えルールがあります。

8. いわゆる、世代間の給付と負担の倍率について。

9. 仮に、公的年金制度を積立方式に切り替えたとした場合のいわゆる「二重の負担」について。

10. 5年前の試算と今回の試算の比較。状況は大きく変化していません。

(参考資料)

「平成 21 年財政検証関連資料」等にリンク

## 1. 公的年金制度（厚生年金保険制度）は、現役時代に所得の低い方（世帯）に対しても一定の年金額をお支払いするような制度になっています。

サラリーマンの場合、退職すると賃金という形で所得を得る手段が無くなります。このため、退職後も大きく生活水準を変えることなく、安心して生活する上で、貯蓄とともに、年金がたいへん重要な役割を果たしています。その場合に受け取ることのできる年金の水準については、退職前の所得とは別に、すべての人々に一定の水準の年金が給付されるべきとの考え方があります。他方で、払い込んだ保険料が多ければ多いほど、比例して年金額も多くなる（年金額が所得に比例）方が公平との考え方もあります。

現在の制度は、このような議論を経て、こうした両者の考え方を盛り込んだ制度となっています。

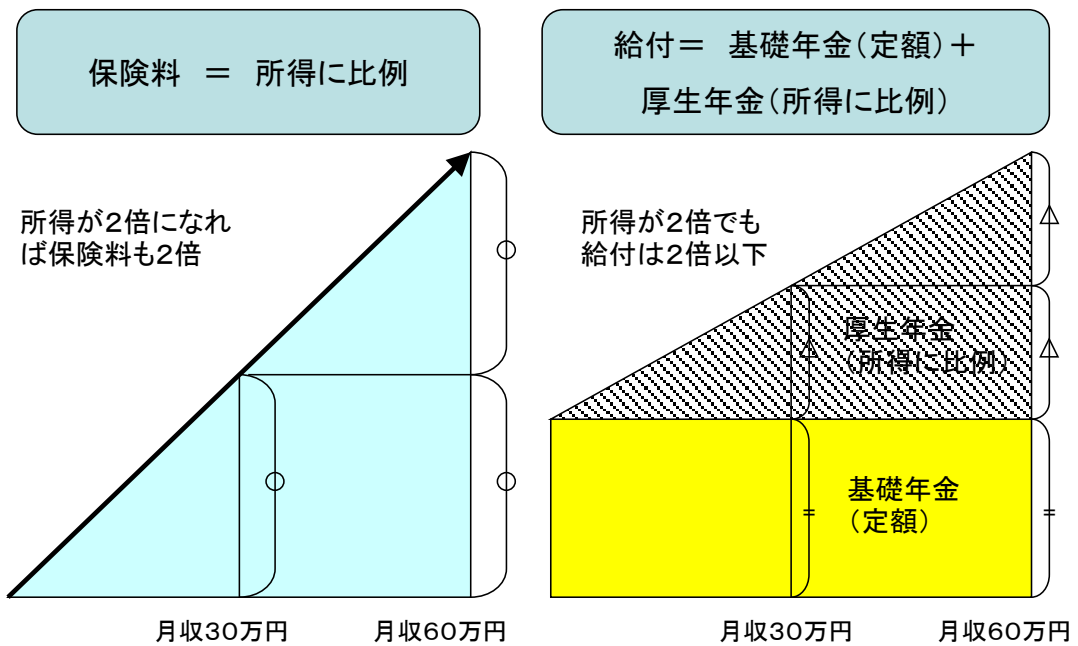
厚生年金の保険料については、下図の左のように、所得が2倍になれば保険料も2倍になります。

給付については、1階部分に当たる基礎年金は、「すべての人々に一定水準の年金を」という発想から、所得の低い人でも、高い人でも同額（一定額）を受け取ることができます。2階部分に当たる厚生年金は、「払い込んだ保険料に応じた年金を」という発想から、所得に応じて払った保険料に応じた額が支払われます。

一方、この結果、年金額全体については、所得に応じて払った保険料に影響を受けながらも、単純に比例するのではなく、現役時代の所得が低かった人に手厚くなるように設計されています。

公的年金制度には、社会の中での「支え合い」の機能が組み込まれています（これを「所得再分配」機能といいます。）。

## 公的年金の負担と給付の構造



現役時代の所得が高いほど、所得代替率(=年金/現役時所得)は下がる

(トピックス) 所得再分配機能とは？

年金額について、完全に所得に比例した方式の場合、払った保険料に対して給付が返ってくるという納得感が高まりますが、所得が低く保険料を多く払えない方の場合、将来もらえる年金額も低くなるという課題があります。また、そのような仕組みでは、私的な貯蓄や民間保険と変わらないことになります。

公的年金制度は、個人ごとの制度に対する貢献度合いとともに、社会全体の「支え合い」の考え方を織り込んで成り立っています。このため、現役時代に所得が低く、保険料も多く納められなかった方にも、全ての被保険者からお預かりした保険料全体を財源にし、所得の低い方に手厚めに年金をお支払いしています。こうした意味で、公的な仕組みである年金制度には、「負担は能力に応じて」、「給付はニーズに応じて」という考え方が織り込まれています。

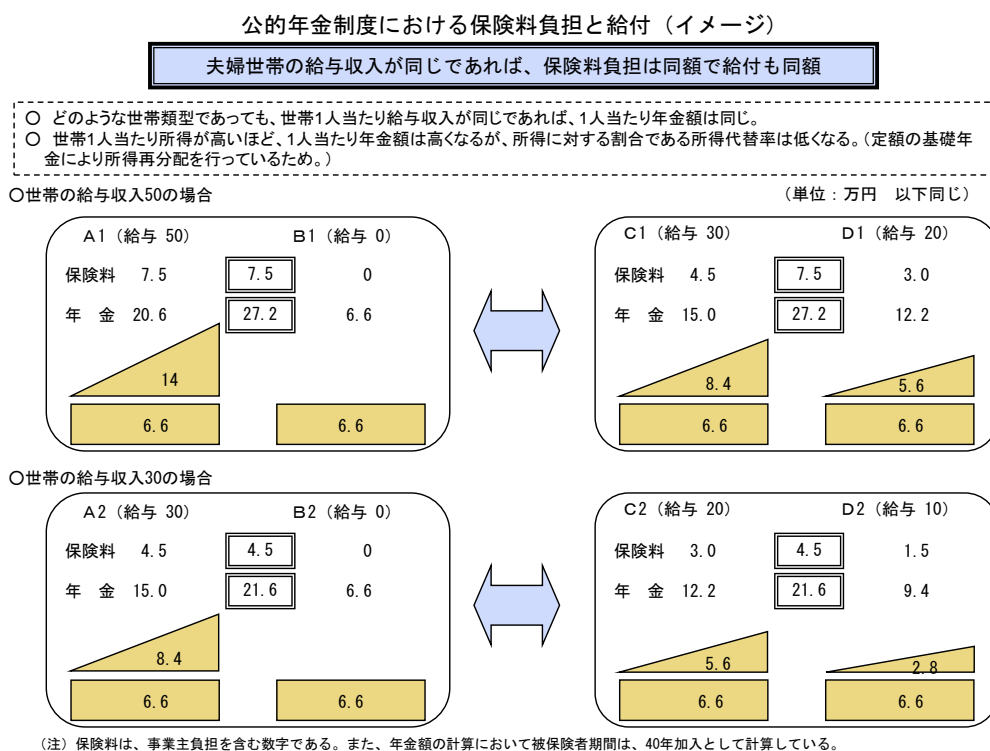
このように、あらゆる人から保険料(=所得比例で徴収)を預かり、必要原則に応じて給付する(=再び給付として分配する)ことが可能なのは、公的年金制度が、政府が運営する強制保険の制度だからなのです。

## 2. 夫婦世帯の給与収入が同じであれば、世帯の保険料負担も給付も同額になるように設計されています。

サラリーマンが加入する厚生年金では、給与に対して一定の保険料率（平成21年7月現在は15.350%）をかけて計算した保険料を負担します。このように定率の負担ですので、夫婦の働き方の組み合わせにかかわらず、世帯としての年金制度へのかかわりとなる給与総額が同じであれば、世帯としての厚生年金の保険料負担額は同額になります。

また、厚生年金の保険料負担に対して、基礎年金と厚生年金が支払われますが、世帯としての負担が一緒であれば、世帯として受け取る年金の総額も一緒になります。

具体例を挙げながら説明します。



図の左上側の A1 と B1 の世帯をまず見てみましょう。計算をしやすいように、保険料率は15%（事業主負担分含み、実際の世帯の負担はこの半分です。以下同様。）であると仮定します。A1 はサラリーマンで、給与50万円です。B1 は、子育てで働きにでておらず給与収入が0であるとします。このA1 と B1 の世帯での保険料負担は、A1 が負担する7.5万円（50万円×15%）となります。

次に、図の右上側の C1 と D1 の世帯を見てみます。保険料率は同じく15%とします。この世帯は共働きで、C1 が給与30万円、D1 が給与20万円とします。世帯としての給与総額は50万円で A1 と B1 の世帯と同じになります。C1

が負担する保険料は 4.5 万円 (30 万円×15%)、D1 が負担する保険料は 3.0 万円 (20 万円×15%) で、世帯として負担する保険料の総額は 7.5 万円 (4.5 万円+3.0 万円) で、A1 と B1 の世帯と同じ額になります。

年金についてはどうなるでしょうか。厚生年金の具体的な計算方法は割愛しますが、A1 は自身の基礎年金 6.6 万円と保険料負担 (7.5 万円) に見合った厚生年金 14 万円、合計 20.6 万円を受給します。B1 は、自身の基礎年金 6.6 万円を受給します。A1 と B1 の世帯での年金受給額は 27.2 万円 (20.6 万円+6.6 万円) です。

C1 も自身の基礎年金と厚生年金を受給します。厚生年金は保険料負担に比例して年金額が決まる制度です。C1 の保険料負担 4.5 万円は、A1 の保険料負担 7.5 万円の  $\frac{3}{5}$  です。厚生年金の額も  $\frac{3}{5}$  の 8.4 万円 (14 万円× $\frac{3}{5}$ ) になります。同様に、D1 は自身の基礎年金と 5.6 万円 (14 万円× $\frac{2}{5}$ ) の厚生年金を受給します。この結果、C1 の年金額は 15.0 万円 (6.6 万円+8.4 万円)、D1 の年金額は 12.2 万円 (6.6 万円+5.6 万円)、C1 と D1 の世帯では、27.2 万円 (15.0 万円+12.2 万円) の年金を受給します。これは、A1 と B1 の世帯が受給する年金額と同額です。

給与水準が異なる世帯である「A2 と B2 の世帯」と「C2 と D2 の世帯」のケースも図に示しました。片働きか共働きかといった世帯の形に関係なく、夫婦世帯の給与収入が同じであれば、保険料負担も給付も同額となります。

(トピックス) パートで働く人の保険料や年金額は？

いわゆる短時間パートで働く方で、配偶者が厚生年金の被保険者の場合、通常は国民年金の第 3 号被保険者となります。これは、健康保険の場合に、このような方は被扶養者として、保険料を負担しない者として取り扱われるのと同様に、厚生年金の場合にも、被扶養配偶者として自身の保険料負担は求めないことになっています。

基礎年金を支払うために必要な費用は、国民年金、厚生年金、各種共済年金で、被保険者数の頭割りで負担することになっています。この負担金 (基礎年金拠出金と言います) の額を計算する際に、厚生年金の被保険者の被扶養配偶者である第 3 号被保険者分の負担は、厚生年金全体で負担することになっています (厚生年金が負担する頭割りに第 3 号被保険者の人数がカウントされます)。

これは、被扶養配偶者 (第 3 号被保険者) を有する被保険者が負担した保険料は、夫婦が共同して負担したものであるという基本的な認識等に基づいています。

第 3 号被保険者は、厚生年金の保険料を負担していませんので、第 3 号被保険者期間分の厚生年金は出ません。他方、その期間分の国民年金の保険料相当は、厚生年金全体で負担していますので、この期間は基礎年金の額に計算されます。

基礎年金は 40 年の保険料納付で月額約 6 万 6 千円を受け取れる制度です。

(トピックス) 年金額の基本設計等について (イメージ)

基礎年金と厚生年金の年金額の基本設計は次のとおりです。前者は毎月の年金加入により年金が定額で増加していく構造であり、後者は生涯に稼いだ収入(毎月の標準報酬の合計額)に比例する構造になっていることが分かります。

※ なお、このトピックスでは年金額等の構造の把握のため、骨格の説明をします。

## 年金額の基本設計

### ① 基礎年金(定額)

- 単身 6.6万円、夫婦13.2万円(40年間(480月)加入した場合)
- 年金加入1ヶ月あたりの年金の増加額は、 $6.6万円 \div 480月 \approx 138円$  となる。  
(1年受給で1650円、15年受給で約2.5万円の年金額増となる。)
- ※ なお、1ヶ月の保険料は1万4410円(平成20年度)

### ② 厚生年金(報酬比例)

- $平均標準報酬 \times 加入月数 \times 乗率(1000分の5.481)$   
 $= (毎月の標準報酬の合計額 \div 加入月数) \times 加入月数 \times 乗率$   
 $= 毎月の標準報酬の合計額(生涯で稼いだ収入) \times 乗率$
- 過去の収入は、現在の水準に評価し直して計算 (例えば、昭和40年の給与は約7倍換算して計算)  
ex) サラリーマンの生涯収入  $\approx$  2億円~3億円  
→ 年金額(イメージ)  
年額:  $約110万円(2億円 \times 1000分の5.481) \sim 約160万円(3億円 \times 1000分の5.481)$   
(月額:  $約9万円(2億円 \times 1000分の5.481 \div 12) \sim 約13万円(3億円 \times 1000分の5.481 \div 12)$ )

(注1) 報酬比例部分の年金額については、実際には標準報酬月額に上限(62万円)と下限(9.8万円)が設けられているため、生涯収入とは完全には一致しない。

(注2) 乗率は、昭和60年改正後1000分の7.5だったが、平成12年改正による給付水準の適正化や総報酬制の導入により、現在の値となっている。

また、1ヶ月、年金に加入した場合の年金額(月額)のイメージは、次ページ上図のとおりです。標準報酬月額が34万円の場合、1ヶ月加入すると基礎年金と厚生年金をあわせて293円増える仕組みになっています。

さらに、厚生年金の保険料と年金額は、次ページ下図のとおりです。標準報酬月額が34万円の場合、1ヶ月の保険料(本人負担分)は、31,110円です。一方、年金加入1ヶ月の年金額の増額は、先ほどのように293円ですから、仮にその額を15年間受給することとした場合、受け取ることになる年金額の総額は52,740円です。

## 1ヶ月、年金に加入した場合の年金額(月額)(イメージ)

### 基礎年金(定額)

①  $79万2100円 \times (480分の1) \div 12 \approx 138円$

### 厚生年金(報酬比例)

② 標準報酬月額 9.8万円の場合

$9.8万円 \times (1000分の5.481) \div 12 \approx 45円$

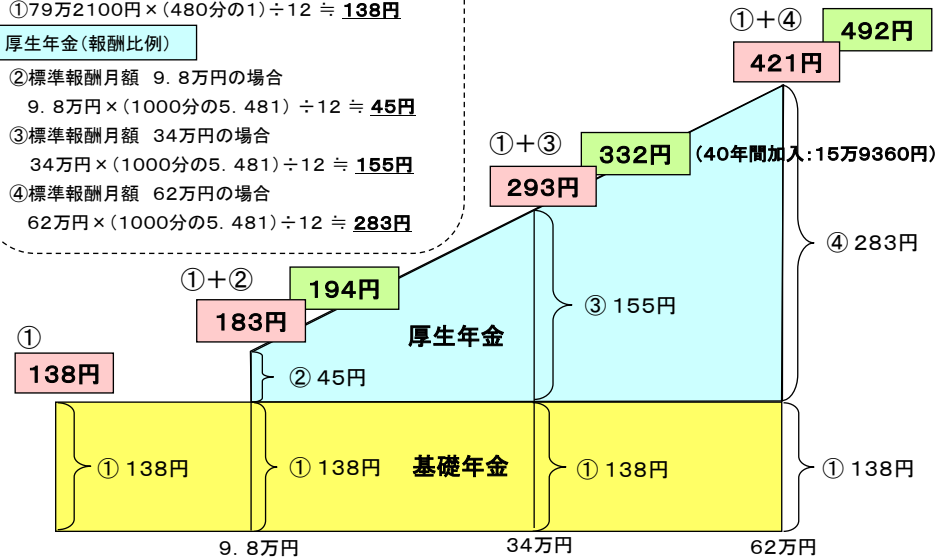
③ 標準報酬月額 34万円の場合

$34万円 \times (1000分の5.481) \div 12 \approx 155円$

④ 標準報酬月額 62万円の場合

$62万円 \times (1000分の5.481) \div 12 \approx 283円$

は、賞与として3ヶ月分を加え、年間総報酬を給与の15ヶ月分とした場合の標準報酬月額(=1.25倍)で計算したもの



(注) 年金額は物価等の動向によって改定されるため、実際に受給する額とは一致しない。

## 厚生年金の保険料と年金額

### 標準報酬月額62万円の場合

- 1ヶ月の保険料(本人負担分)は、  
 $62万円 \times 0.183 \div 2 = 56,730円$
- 年金加入1ヶ月あたりの年金額の増額は、**421円**
- 15年受給の場合、受け取ることになる年金額は、  
 $421円 \times 12 \times 15 = 75,780円$

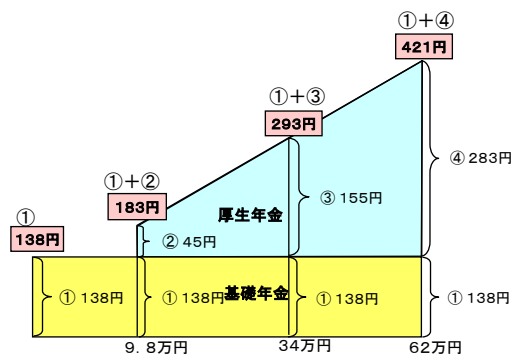
1ヶ月62万円の報酬で働いた場合、平均的な寿命まで(=15年間)受給するとすれば、1ヶ月56,730円の負担で、75,780円の年金を受け取ることになる。

### 標準報酬月額34万円の場合

- 1ヶ月の保険料(本人負担分)は、  
 $34万円 \times 0.183 \div 2 = 31,110円$
- 年金加入1ヶ月あたりの年金額の増額は、**293円**
- 15年受給の場合、受け取ることになる年金額は、  
 $293円 \times 12 \times 15 = 52,740円$

### 標準報酬月額9.8万円の場合

- 1ヶ月の保険料(本人負担分)は、  
 $9.8万円 \times 0.183 \div 2 = 8,967円$
- 年金加入1ヶ月あたりの年金額の増額は、**183円**
- 15年受給の場合、受け取ることになる年金額は、  
 $183円 \times 12 \times 15 = 32,940円$



(注) 年金額は物価等の動向によって改定されるため、実際に受給する額とは一致しない。

### 3. 夫婦世帯と単身世帯の比較をする場合には注意が必要です。比較するためには一人当たりの給与（夫婦世帯の場合、給与を頭数の2で割った数字）で比較する必要があります。

厚生年金では、夫婦世帯での給与が一緒であれば、厚生年金への保険料負担も、世帯として受け取る年金額も同額になります。

図の左上の夫が片働き夫婦で 35.8 万円の給与の世帯でも、左下の共働きで 35.8 万円の給与の世帯でも、世帯としての年金額は同じです。この結果、世帯として受け取る年金額の世帯の現役時代の給与に対する比率（所得代替率と言います）も、両世帯で同じになります。これは、年金額も世帯給与も同じだからです。

夫婦世帯の場合には、世帯での給与が一緒であれば所得代替率も一緒でした。では、夫婦世帯と単身世帯の場合ではどうでしょうか。

左下と右下の図をみてください。左下は夫婦共働きで 35.8 万円の給与の世帯ですが、夫婦 2 人で 35.8 万円ですので、夫婦別々に考えると一人当たりの給与が 17.9 万円である者が二人で構成されている世帯と年金額も所得代替率も同じになります。このうち一人だけで受け取る年金額は、右下の単身者で給与 17.9 万円の者が受け取る年金額と同じになります。したがって、共働き 35.8 万円の給与の世帯は、17.9 万円の単身者に比べて、給与も 2 倍で年金額も 2 倍になるわけですから、年金額を給与で割った所得代替率は、給与 17.9 万円の単身者と同じものとなります。

すなわち、一人当たりの給与が同じ世帯であれば、夫婦世帯、単身世帯に関係なく、一人当たりが負担する保険料も、一人当たりが受け取る年金額も、世帯の所得代替率も一緒になるのです。

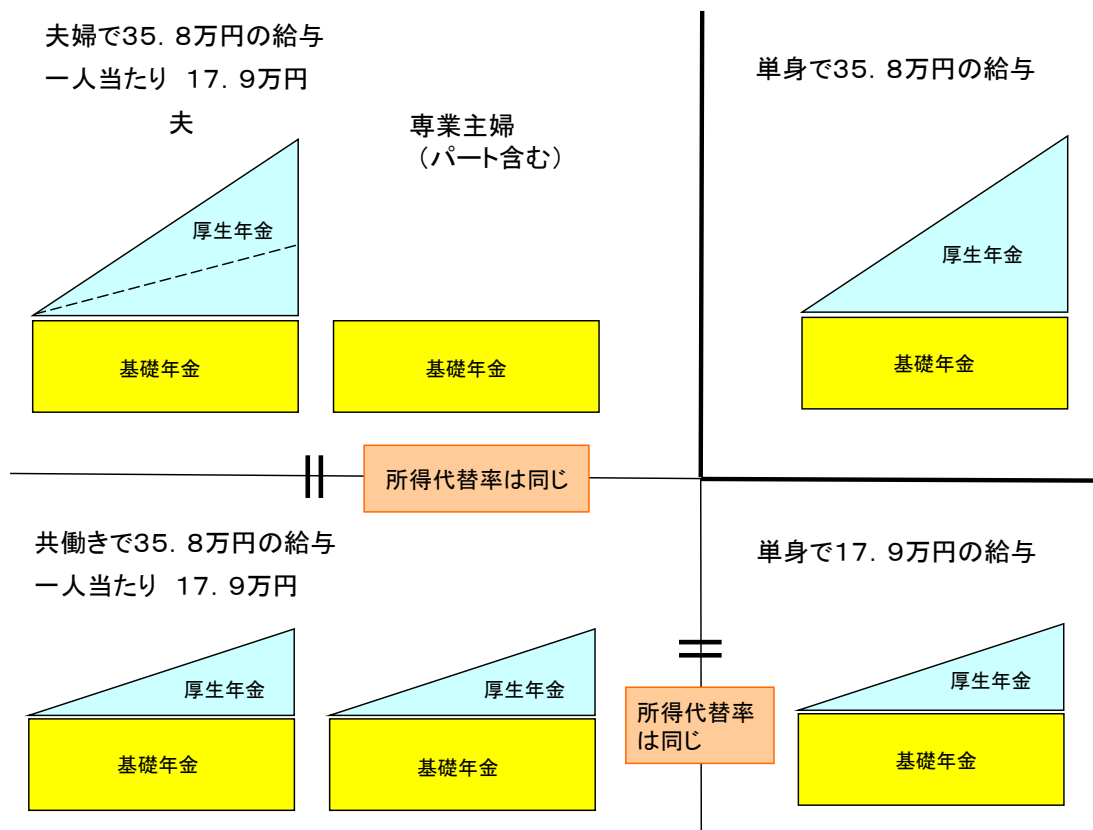
逆に、右上の単身で 35.8 万円の給与を稼ぐ世帯の場合はどうなるでしょうか。右下の単身で 17.9 万円の給与の世帯と比べれば明らかなように、年金額は単身 35.8 万円の世帯の方が多くなります。これは、厚生年金は保険料負担の多さ（すなわち保険料の基礎となる給与の多さ）に比例して増える年金だからです。

ところが、基礎年金は厚生年金の負担の多寡に関係なく一定額が支払われますから、給与が高ければ高いほど年金額の給与に対する比率（所得代替率）は相対的に低くなります。（これを公的年金の所得再分配機能と言います。）

したがって、17.9 万円の単身世帯と 35.8 万円の単身世帯を比べると、35.8 万円の単身世帯の方が所得代替率は低くなります。さらに、35.8 万円の夫婦世帯と、17.9 万円の単身世帯とでは所得代替率が同じですから、35.8 万円の夫婦世帯と 35.8 万円の単身世帯を比較すると、単身世帯の方が確かに所得代替率は低くなります。しかし、単身世帯の場合は一人に支給される年金に対する率であるのに対して、夫婦世帯は二人に支給される合計の年金額に対する率であるため、単身世帯の所得代替率が低くなっていることから直ちに単身世帯の方の生活が苦しくなるとは言えません。それは、一人あたりの年金額そのものでみ

れば単身世帯の方が高くなるからです。

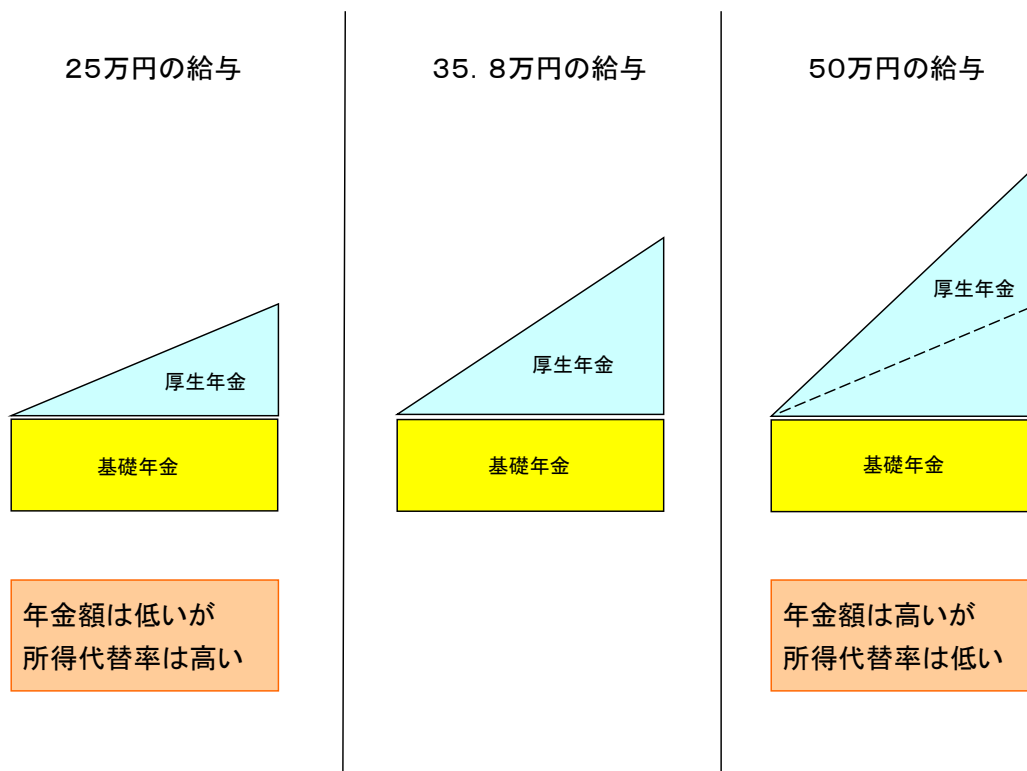
このように、夫婦世帯、単身世帯と、世帯の人数が異なる世帯で年金水準を比較する場合には、一人当たりの給与額で比較するようする必要があります。



ここで、給与の額と所得代替率との関係をまとめておきます。

保険料負担の多寡（その基礎となる給与の多寡）に関わりなく、定額の基礎年金が支払われます。これは、公的年金には、現役時代に給与が低くて保険料負担が多くできなかった方にも、基礎年金を支給することにより一定の水準の年金を支払おうとしているからです。これに対して、厚生年金は負担した保険料に比例して年金額が増える仕組みになっています。

両者をあわせた全体の年金額としては、25万円の給与の方より、35.8万円の給与の方が、さらに50万円の給与の方が年金額は高くなることとなります。他方で、所得再分配機能の結果、年金額の給与に対する比率である所得代替率は、給与が高いほど低くなるようになっています。

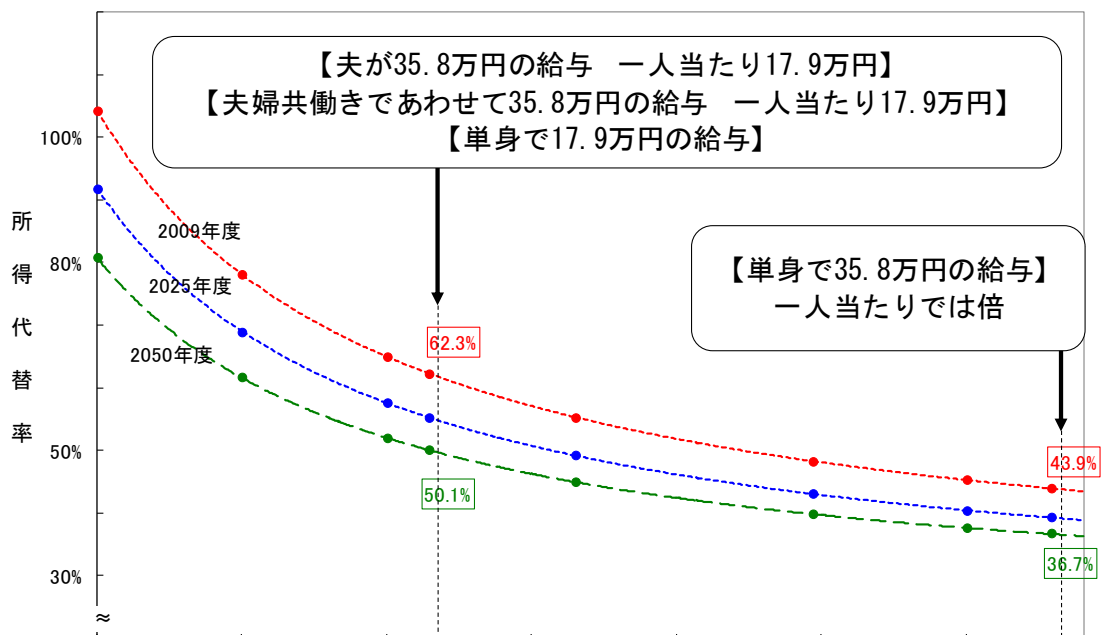


以上のことをグラフにまとめてみました。

このグラフでは、夫婦世帯と単身世帯を同じグラフ上で表すために世帯一人当たり給与で表しています。

世帯のあり方は千差万別ですが、世帯一人当たり給与で見れば、このグラフのどこかに位置します。一人当たりの給与が低い世帯であれば、所得代替率は高く、給与が高い世帯であれば、所得代替率は低くでます。

ただし、繰り返しご説明しているように、所得代替率が低い世帯というのは、あくまで現役世代の賃金に対する年金額の割合が低いというだけで、厚生年金がより高くなっていますから一人当たりの年金額そのものは当然ながら高くなるということを忘れないでください。



世帯1人当たり手取り給与

#### (トピックス) 平成16年の年金制度改正

年金制度は、働く世代（若い人）から高齢者への社会的な助け合いの仕組みとなっています。現役世代の支払う保険料は、現在の年金受給者の年金の支払いに充てられています（これを賦課方式の年金制度といいます）。

少子高齢化の進展の中で、これから年金を受ける高齢者は増え、保険料を払う若い人は減っていきます。

従って、まず、現役世代の保険料負担が重くなりすぎないようにする必要があります。この結果、従来の世代に比べ、これから年金を受給する世代の年金額は少なくならざるを得ませんが、同時に、このような世代にとっても、老後生活に支障が出ないような年金額を保障する必要があります。

このため、平成16年に次のような大幅な制度改正を行っています。

①保険料負担を平成29年度まで徐々に引き上げますが、そこで固定し、それ以上の引き上げは行いません。

（上限：厚生年金で18.3%（労使折半）、国民年金で16,900円（平成16年度価格））

②基礎年金の国庫負担割合を平成21年度より、給付費の3分の1から2分の1に引き上げることとしました。

③百数十兆円に達する年金積立金を、長期的に給付に充てるために取り崩し、活用します。

④負担の範囲内で自動的に給付水準（年金額の伸び）を調整する制度を導入しました（マクロ経済スライドといいます）。

#### 4. 公的年金（厚生年金保険制度）で定められている給付水準 50%という目標について。

各世帯が受給する年金水準については、加入期間や賃金によって千差万別であり、年金の給付水準もそれぞれ異なります。また、現役の賃金と比較するにしても、いつの時代のだれの賃金と比較するかというのも結構悩ましい話です。特に年金の場合には、民間の年金と違って賃金スライドと違って、昔実際にもらっていた賃金より高い水準の賃金に置き換えて年金を計算しているからなおさらです。

そこで、年金の給付水準を継続的に測る一つの「ものさし」が必要となります。法律では、65歳時点の「夫婦2人分の満額の老齢基礎年金」と「男子の平均賃金で40年働いた場合の老齢厚生年金」の「男子の平均手取り賃金」に対する比率（所得代替率）について、将来にわたって50%を上回ることをとすると定めています。つまり、ある人が昔保険料を納めたときの世の中の賃金ではなく、現在の平均的な賃金と比べた年金の水準が所得代替率です。

16年年金改正法に定める給付水準の構造	
<p>◎平成16年改正法附則(平成16年法律第104号) (給付水準の下限)</p> <p><b>第二条</b> 国民年金法による年金たる給付及び厚生年金保険法による年金たる保険給付については、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算して得た額の第三号に掲げる額に対する<b>比率が百分の五十を上回る</b>こととなるような給付水準を将来にわたり確保するものとする。</p> <p>一 当該年度における国民年金法による<b>老齢基礎年金の額</b>(当該年度において六十五歳に達し、かつ、<b>保険料納付済期間の月数が四百八十</b>である受給権者について計算される額とする。)を当該年度の前年度までの標準報酬額等平均額(略)の推移を勘案して調整した額を十二で除して得た額に<b>二を乗じて得た額</b>に相当する額</p> <p>二 当該年度における厚生年金保険法による<b>老齢厚生年金の額</b>(当該年度の前年度における男子である同法による被保険者(次号において「<b>男子被保険者</b>」という。)の<b>平均的な標準報酬額</b>(略)に相当する額に当該年度の前年度に属する月の標準報酬月額又は標準賞与額に係る再評価率(略)を乗じて得た額を平均標準報酬額とし、<b>被保険者期間の月数を四百八十</b>として第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第一項の規定の例により計算した額とする。)を十二で除して得た額に相当する額</p> <p>三 当該年度の前年度における<b>男子被保険者の平均的な標準報酬額</b>に相当する額から当該額に係る<b>公租公課の額を控除して得た額</b>に相当する額</p>	<p>左記の算式に基づいて計算された所得代替率が、将来にわたり50%を確保することを目標として設定</p> <p>20歳から60歳まで40年加入した場合の老齢基礎年金(夫婦2人分)・・・①</p> <p>平均的な男子賃金で40年厚生年金に加入した場合の老齢厚生年金・・・②</p> <p>男子被保険者の平均的な手取り賃金・・・③</p>
<p>所得代替率「(①+②)÷③」が50%を上回ることをとする。</p>	

このように所得代替率を説明するための便宜のため、夫が平均的な賃金で働く専業主婦世帯の所得代替率としています。これは年金の給付水準を測るた

めの「ものさし」として使ってきた一つの世帯類型です。今回の財政検証においても継続的に給付水準を示すために、このような世帯を想定して、給付水準についてのチェックを行っています。実際、平成16年の改正のときも、このやり方で所得代替率をお示ししています。

※ 法律上、所得代替率の分母は、現在の男子被保険者の平均の手取り賃金です。一方、分子の老齢厚生年金（報酬比例年金）についても、現在の男子被保険者の平均賃金が使われており、実際の年金額の計算方法と異なるのではないかと思われる方もいるかもしれません。しかし、年金額の計算に当たっては、その人が現役時代に得ていた賃金を現在の価値に置き換えて年金額を算出しますので、40年間ずっと平均賃金で働いてきた人の年金額は、現在の被保険者の平均賃金を使って計算したのと同じになります。このため、法律では、分子の計算について現在の男子被保険者の平均賃金を用いることとしているのです。

このように、給付水準50%という目標は、すべての世帯が受け取る年金について当てはまるものではありません。「ものさし」として設定している世帯の給付水準50%を将来的に確保する中で、一人あたり所得の低い世帯については年金額自体は低いですが、給付水準（所得代替率）はそれよりも高く、一人あたり所得の高い世帯については年金額自体は高いですが、給付水準（所得代替率）はそれよりも低くなります。

(トピックス) 財政検証とは？ (1ページ目にあるトピックスにリンク)

(トピックス) 給付水準の「ものさし」を変えると……

昔に比べると働き方が変わってきており、夫のみ就労の世帯に比べて共働きの世帯が増えてきていることを反映させる考え方から、もし、給付水準を計る「ものさし」を変えるとどうなるのでしょうか。

具体的にみてみましょう。給付水準の目安として、

(1) 夫のみ就労の場合の所得代替率でみて5割

という年金制度から、

(2) 夫婦共働きの場合の所得代替率でみて4割

に変えたとします。この場合、給付水準は上がったのでしょうか、下がったのでしょうか。所得代替率の数値だけをみると下がっているように見えます。しかし、仮に、ここで想定している「夫のみ就労」の場合の給与が40万円、「夫婦共働き」の場合の給与がそれより高い60万円だったとします。すると、

(1) 夫のみ就労の場合の5割 →40万円の5割で「20万円」  
(2) 夫婦共働きの場合の4割 →60万円の4割で「24万円」  
という年金額となり、変えた後の方が実際には給付水準が高くなっている可能性も考えられるのです。仮に、この「ものさし」を変更して5割を維持することとした場合は、新たな財源が必要となります。

一方、

(1) 夫のみ就労の場合の所得代替率でみて50%  
という年金制度から、  
(2) 夫のみ就労の場合の所得代替率でみて51%  
に変えた場合には、明らかに給付水準は上がったといえます。このように、過去と将来の給付水準を比較するには、給付水準をみる「ものさし」として同じものを継続的に使っていくことは一つの考え方なのです。

5. 今までの総括。世帯類型により、一人当たりの年金月額と所得代替率はどのような関係に立つのでしょうか。

今までみてきたように、世帯類型別の一人当たり年金月額と所得代替率には、次のようなポイントがあります。

- どのような世帯類型であっても、世帯一人当たり所得が同じであれば、一人当たり年金額は同じです（所得代替率も同じです）。
- 世帯一人当たり所得が高いほど一人当たり年金額は高くなりますが、所得に対する割合である所得代替率は低くなります。  
（定額の基礎年金により所得再分配を行っているためです）
- 世帯類型ごとの所得代替率として発表された数字は、世帯一人当たり所得として、  
 専業主婦・パート主婦世帯は男子平均÷2  
 共働き世帯は（男子平均+女子平均）÷2  
 男子単身は男子平均  
 女子単身は女子平均  
 をとった場合の数値です（図の網掛けの欄）。
- すなわち、共働き世帯の所得代替率が専業主婦・パート主婦世帯の所得代替率より低い数字となっているのは、平均としてみれば、一人当たり所得が高いことを反映しているだけであり、一人当たり年金額については、共働き世帯の方が逆に高くなっています。

世帯類型別の一人当たり年金月額及び所得代替率  
（平成62(2050)年度水準）

	世帯一人当たり所得				
	14.6万円	31.3万円 (男子平均÷2)	38.7万円 (女子平均)	50.7万円 (男子平均+女子平均)÷2)	62.6万円 (男子平均)
専業主婦・パート主婦世帯	11.8万円 <80.8%>	15.7万円 <50.1%>	17.4万円 <45.0%>	20.2万円 <39.9%>	23.0万円 <36.7%>
共働き世帯	11.8万円 <80.8%>	15.7万円 <50.1%>	17.4万円 <45.0%>	20.2万円 <39.9%>	23.0万円 <36.7%>
単身世帯 (男子)	11.8万円 <80.8%>	15.7万円 <50.1%>	17.4万円 <45.0%>	20.2万円 <39.9%>	23.0万円 <36.7%>
単身世帯 (女子)	11.8万円 <80.8%>	15.7万円 <50.1%>	17.4万円 <45.0%>	20.2万円 <39.9%>	23.0万円 <36.7%>

(注1)世帯一人当たり所得は、手取り賃金(ボーナス込み)年収の月額換算値(平成62(2050)年水準)。

(注2)年金月額は、物価で現在価値に割り戻した額。

(注3)表中の網掛け部分は、「平成21年財政検証関連資料」で示した数値。

**6. 今は共働きがほとんどで、専業主婦などはほとんどいないとの指摘があります。公的年金（厚生年金保険制度）でのパートの方の位置づけと、パートの方の世帯での保険料負担・給付の関係、現実にとどのくらいいるか説明します。**

全ての国民は国民年金に加入し、職業等に応じて、保険料の負担の仕方や保険料額が異なります。第1号被保険者は、20歳以上60歳未満の自営業者や農業者、学生等であり、定額の保険料を支払います。第2号被保険者は、民間サラリーマンや公務員等であり、給与に比例した保険料を支払います。この保険料には、自身が加入する厚生年金などに使われる部分と国民年金に使われる部分とがあります。第3号被保険者は、第2号被保険者に扶養される配偶者の方で、たとえば専業主婦の方やパートの方などが対象となります。

※パートの方で、厚生年金の適用を受けず、サラリーマン（第2号被保険者）に扶養される配偶者の方は、第3号被保険者になります。

詳しくは、下のトピックに書きましたが、第3号被保険者に支給される基礎年金は、従来、サラリーマン本人に支払われていた厚生年金の一部を分割する形で、給付と負担の水準を設計しています。つまり、夫婦世帯という形で、かつ、妻が専業主婦や厚生年金の適用とならないパートで働く方をベースにした給付設計が昔からなされており、これを発展させた形で、現在の第3号被保険者に対する基礎年金制度ができています。

このように、厚生年金に加入している夫と第3号被保険者である妻のいわゆるサラリーマン世帯を「ものさし」として年金制度がずっと設計されてきていることから、平成16年の改正の際にも、給付水準を計る指標としては、同じ「ものさし」を使うことにしたものです。

では、このように第3号被保険者がいるサラリーマン世帯は現在、どのくらいいるのでしょうか。夫がサラリーマンで妻が専業主婦やパート主婦であって、その状態が40年間続いている、給付水準を見る際の「ものさし」にしている世帯は、確かに少ないかもしれません。

しかし、例えば現在の現役世代をみた場合、夫がサラリーマンの世帯のうち妻が専業主婦やパートの第3号被保険者である世帯は、6～7割程度であると見込まれており（下図参照）、少ない世帯類型とは言えません。

また、既に受給している世代をみた場合でも、夫の現役時代の経歴が正社員中心であった世帯のうち、妻が厚生年金に本格的に加入していなかった世帯は約6割であり、これも少ない世帯類型ではありません（下図参照）。

このように、「ものさし」として使う限りにおいては、夫がサラリーマンで妻が専業主婦やパート主婦である世帯とするのは、それ程おかしいことではないと考えられます。

## 夫婦の公的年金加入状況別世帯数

(単位:千組)

		夫の加入制度			
		第1号被保険者	第2号被保険者		第3号被保険者
妻の加入制度	加入者計	3,948	16,030	100.0%	134
	第1号被保険者	3,244	479	3.0%	-
	第2号被保険者	704	5,092	31.8%	134
	第3号被保険者	-	10,459	65.2%	-

出典:平成19年「国民生活基礎調査」(厚生労働省)

### 年金を受給している夫婦世帯(ともに65歳以上)における現役時代の経歴類型

(%)

		妻の現役時代の経歴類型							
		合計	正社員中心	常勤パート中心	アルバイト中心	収入を伴う仕事をしていない期間中心	中間的な経歴	自営業中心	不明
夫の現役時代の経歴類型	合計	100.0	18.6	5.9	3.2	23.0	18.3	14.9	16.1
	正社員中心	<b>72.7</b>	16.0	5.0	2.4	20.0	15.7	3.2	10.4
		<b>(100)</b>	<b>(22)</b>			<b>(59)</b>		<b>(4)</b>	<b>(14)</b>
	常勤パート中心	0.5	0.3	0.1	0.1	0.1	0.0	-	0.1
	アルバイト中心	1.2	0.2	0.1	0.3	0.1	0.1	0.2	0.2
	自営業中心	16.6	0.9	0.5	0.3	1.7	0.9	10.9	1.4
	収入を伴う仕事を していない期間中心	0.1	0.0	-	-	0.1	-	-	0.0
	中間的な経歴	2.3	0.4	0.1	0.1	0.4	1.2	0.1	0.2
不明	6.5	0.9	0.1	0.0	0.7	0.4	0.5	3.8	

(資料出所) 老齢年金受給者実態調査(平成19年11月調査)

(注) 「正社員中心」とは20歳から60歳までの40年間のうち、20年を超えて正社員等であったものとし(他も同様)、「中間的な経歴」とはいずれの職業も20年以下であるものとする。

#### (トピックス) 第3号被保険者制度とは?

第3号被保険者という制度はどのような理由で設けられたのでしょうか。昭和60年に全国民共通の1階の年金として、基礎年金を設ける制度改正が行われました。それ以前は、民間サラリーマン等に扶養される配偶者については、独自に年金があるという状態ではなく、配偶者であるサラリーマンの方の厚生年金に対し、加給年金が付されるだけでした(ただし、国民年金への加入を任意

でできましたので、任意で加入されている方は自身の国民年金を受け取ることができました)。

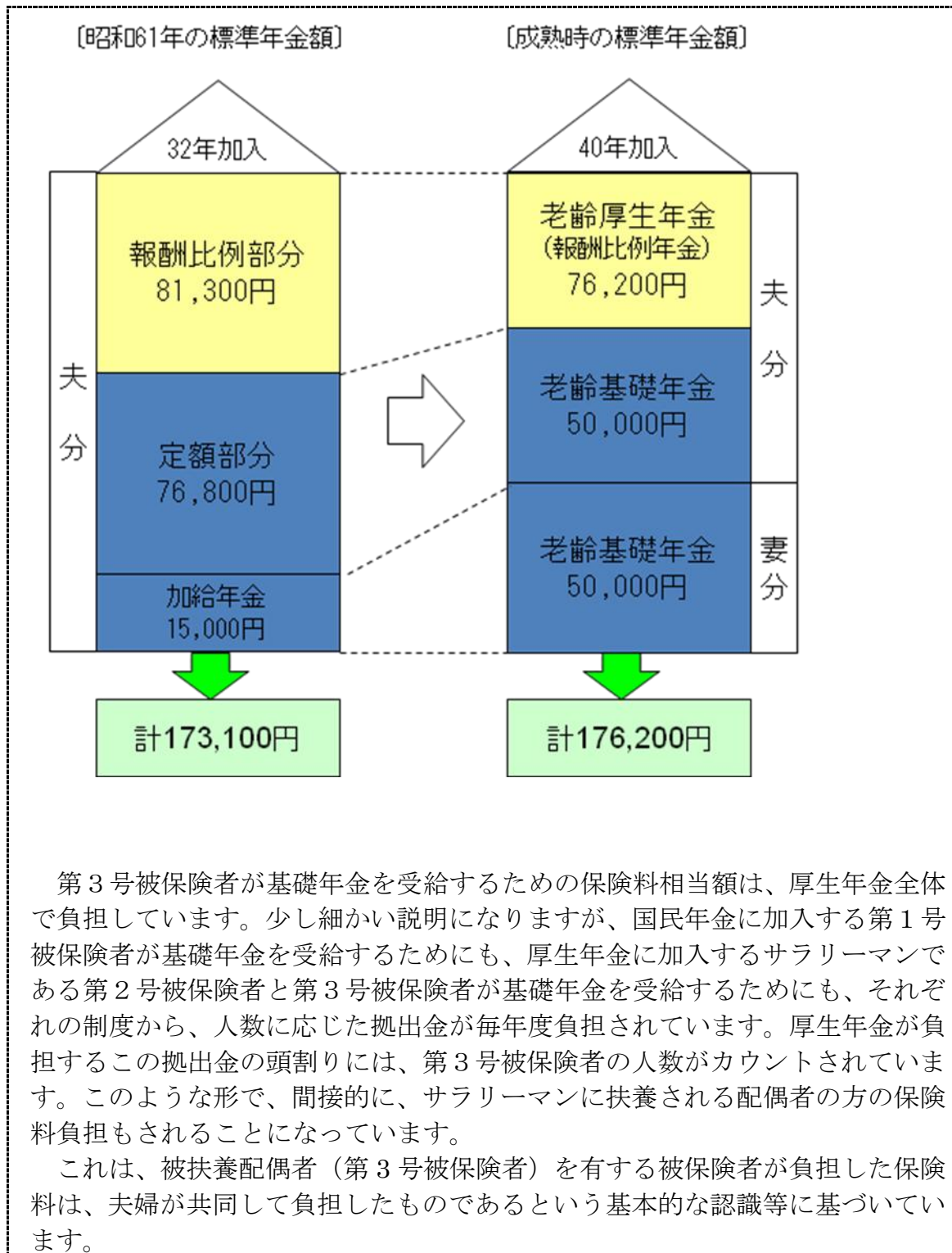
しかし、このような状態ですと、国民年金に任意加入しない方(保険料が払えないなど様々な事情にある方)については、離婚したときなどに、いきなり無年金となるという問題がありました。

このため、基礎年金を設けた昭和60年改正では、このようなサラリーマンに扶養される配偶者にも基礎年金を支給するために、こうした方々も国民年金へ加入するよう義務づけられました。

この際、このような配偶者について新たに国民年金の保険料を求め、その分の基礎年金をこれまでの年金に加えて支給するという考えもありましたが、新たな保険料負担を追加で求めると、家計の負担がその分重くなります。他方、世帯としての給付水準をみた場合には、既にそれなりに充実し、昭和60年改正後も年金額は増えていくことが見込まれるサラリーマンの厚生年金に加え、扶養される配偶者の基礎年金を上乗せする必要まではないと考えられました。

そこで、扶養される配偶者の分の国民年金の保険料を新たに求めることとはせず、その代わりに、サラリーマンが将来得る厚生年金の一部を分割して、これをベースに、扶養される配偶者の分の基礎年金とすることにしました。

つまり、家計全体としての負担も給付も、改正前と改正後で基本的に変えないという制度改革を行ったのです。



**7. 年金を受給し始めてからの年金額改定のルールについて。名目の年金額は物価の上昇により改定されます。通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいので、現役世代の所得に対する比率は低下していきます。ただし、下支えルールがあります。**

公的年金は、民間の私的年金と異なり、自分の将来の年金給付に必要な原資を事前に自分の保険料で積み立て、その積立金と運用益を年金給付費にあてる仕組み（積立方式といいます）ではありません。基本的に、公的年金の給付に必要な費用は、その都度、現役の加入者からの保険料で賄われています。このような公的年金の仕組みを、賦課方式といいます。世代間扶養の仕組み、家庭内で行われていた、子供が老親を経済的に面倒をみる仕組み（老親扶養）の社会化とも言われます。

このような賦課方式の仕組みは日本だけではなく、公的年金制度を持っている先進国の多くが採用しています。これは、一人の人について考えても、保険料を納める期間だけでも40年程度（働いている期間）、受給も20年以上という長期にわたる仕組みである年金において、どのような世代でも老後を送るのに役に立つ額の年金を支給するには、賦課方式が適していると考えられているからです。

日本の公的年金はおおむね100年間の財政見通しをたてて運営しています。今から100年前は1909年、明治42年です。そこから現在までの日本の社会経済の変化を考えてみてもわかるように、100年後の将来を確実に予測することは困難です。

また、積立方式では、かなりの巨額な積立金を常に持ち続ける必要があります。その中で今後、過去に日本が経験したような急激なインフレなどが起こった場合などには、その積立金の価値が大きく目減りしてしまいます。ですから、今後100年間に何が起こるかわからない中で、公的年金を完全な積立方式に頼ることは難しいのです。実際、2回の世界大戦によるインフレを経験してきたヨーロッパ諸国でも、積立方式から賦課方式になっています。

また、公的年金は、一定のルールのもとに計算される年金給付の額を先に決め、終身にわたって給付を行う仕組みです。公的年金の給付に対応する費用は、先ほど説明しましたように、主に現役の加入者の保険料です。後代の負担により賄われる仕組みにより、現役の加入者など社会全体がそのときに生み出した富を、年金受給者にも分配することを実現しています。

具体的には、年金額のスライド（年金額改定）が行われ、物価の上昇に応じた年金額の改定により、年金の実質価値の維持（購買力の維持）が図られています。この物価の上昇に応じた改定を物価スライドといいます。

なお、年金を初めてもらう時点では、過去の手取り賃金の上昇に応じた改定（賃金スライドといいます）が行われます。これにより、例えば、昔、初任給に対して払った保険料について、現在の現役が受け取る初任給（昔に比べて、

社会全体の賃金が上昇してきた分上がっています）に見合った評価がされることとなります。

（注）マクロ経済スライドによる調整について

平成 16 年の年金制度改正で、今後概ね 100 年間でみて年金財政の均衡が図られるまで（最新の年金財政の将来見通しでは 2038 年度まで）は、年金を支える力（被保険者数）の減少や、平均寿命の伸びに応じて、賃金や物価による給付のスライドを調整する仕組みが導入されています。これをマクロ経済スライドによる調整と呼んでいます。マクロ経済スライドによる調整は、賃金や物価の上昇の範囲内で行われ、例えば賃金や物価が下落した年にはスライド調整は行われななど、年金を受けている高齢者の生活にも配慮した緩やかな給付調整の仕組みとなっています。

通常の経済状況の下では、賃金上昇率が物価上昇率を上回ることが想定されます。従って、年金をもらい始めた後は、物価の上昇にあわせて年金額も改定されることになる一方、年金を初めてもらう時点よりも現役世代の所得に対する比率は下がっていくこととなります（この場合でも、年金の実質価値が維持されるのは先に説明したとおりです）。

ただし、この比率の低下についても、下限を設けることとしています。その時点で新しく年金をもらい始める人の所得代替率と比較して、その 8 割を下回らないようにすることとしています（いわゆる 8 割ルール）。この下限に達した後は、賃金上昇率で年金額を改定し、現役世代の所得に対する比率がそれ以降は下がらないように（維持されるように）しています。

具体的には、例えば、新しく年金を払われる 2029 年時点で所得代替率が 54% だった人は、その後は物価スライドで年金額改定をしていきますので、徐々にこの比率は下がっていきます。しかし、ずっと下げ続けるのではなく、この人が 85 歳になるときは、その時点で初めて年金をもらい始める人の所得代替率が 50.1% ですので、この 8 割、40.1% で下支えとし、それ以降は、何歳になられても、毎年、賃金上昇に応じて年金額を改定し、同じ 40.1% の割合の年金を支払い続けることとなります。

なお、年金をもらい始めた後の物価スライドの仕組みは平成 12 年の制度改正で導入されたものであり、その際から、このルールをお約束してきています。

## 8. いわゆる、世代間の給付と負担の倍率について。

公的年金制度における世代間の給付と負担の関係のみでみると、現在の年金受給者の世代が現在の若者の世代と比べて、支払った保険料に対してより多くの給付を受け取ることは事実です。これには、以下のような理由があります。

- ① 公的年金制度は、戦後の経済混乱の中で、負担能力に見合った低い保険料からスタートし、段階的にその保険料を引き上げることで、長期的な給付と負担の均衡を図ってきたこと。

《保険料の引き上げ》

厚生年金保険料率 昭和46年11月 6.4% → 平成20年9月 15.35%

《生活水準の向上》

エンゲル係数 昭和46年 33.3% → 平成18年 23.1%

乗用車普及率 昭和46年 26.8% → 平成15年 86.4%

- ② 公的年金制度の発足以降の経済発展の中で、物価や賃金の上昇を踏まえた給付改善を、後世代の実質的な負担能力の上昇の中で行ってきたこと。

《実質的な負担能力の上昇》

大卒・男の初任給

昭和46年 43,000円 → 平成18年 199,800円

勤労者世帯平均可処分所得

昭和46年 114,309円 → 平成18年 441,448円

消費者物価上昇率（平成17年=100）

昭和46年 34.6 → 平成18年 100.3

《給付改善》

昭和40年改正 標準的な厚生年金の月額が1万円となるように給付水準を引き上げ

昭和44年改正 標準的な厚生年金の月額が2万円となるように給付水準を引き上げ

昭和48年改正 賃金再評価・物価スライド制の導入、標準的な年金額を5万円に

このような公的年金制度における世代間の給付と負担の関係の違いをみるに当たっては、次のような時代と社会の変化があることを考慮することが必要です。

- ① 都市化、核家族化による、私的な扶養から年金制度を通じた社会的な扶養への移行。相対的に後世代は私的な扶養による負担から解放されていること。

《都市化、核家族化の進行》

65歳以上の者のいる世帯のうち、三世帯世帯

昭和45年 44.4% → 平成17年 21.2%

65歳以上の者のいる世帯のうち、夫婦のみまたは単身世帯

昭和45年 16.8% → 平成17年 50.2%

- ② 後世代は先世代の社会資本の蓄積の成果を享受しており、生活水準が向上し、実質的な保険料負担能力が上昇していること。

《先世代による社会資本の蓄積の成果》

下水道普及率 昭和46年 17% → 平成18年 69.3%

道路舗装率 昭和46年 21.7% → 平成18年 79.2%

このような点も踏まえ、公的年金制度における世代間の給付と負担の関係のみで、公平・不公平を論ずることはできないと考えています。

## 9. 仮に、公的年金制度を積立方式に切り替えたとした場合のいわゆる「二重の負担」について。

公的年金は、民間の私的年金と異なり、自分の将来の年金給付に必要な原資を事前に自分の保険料で積み立て、その積立金と運用益を年金給付費にあてる仕組み（積立方式といいます）ではありません。基本的に、公的年金の給付に必要な費用は、その都度、現役の加入者からの保険料で賄われています。このような公的年金の仕組みを、賦課方式といいます。世代間扶養の仕組み、家庭内で行われていた、子供が老親を経済的に支える仕組みの社会化とも言われます。

ところで、我が国が迎える少子高齢化の下では賦課方式を維持することは困難であり、公的年金制度も自分で積み立てた保険料と運用収入で将来の給付に備える積立方式にすべきだとのご意見もあります。

仮に、現在賦課方式で運営されている公的年金制度を、積立方式に切り替えることとすると、切り替え時の現役の加入者は、

- ① 自分の将来の年金に向けての積立てという負担に加えて、
- ② 別途何らかの形でそのときの年金受給者のための年金給付に必要な費用を重ねて負担しなければならない、

という、いわゆる「二重の負担」が生じることとなります。

ただし、この「二重の負担」は、賦課方式を積立方式にするという場合に生ずるものであり、賦課方式の年金制度では「積立不足」という概念も存在しません。ただし、現在の日本は少子高齢化が進行しており、現役世代の負担が過重なものとならないような視点が重要です。世代間の給付と負担のバランスが極端に悪くならないようにする視点も重要です。いくら賦課方式の年金では「積立不足」が生じないといっても、負担の範囲内で納まる給付でなければ、制度としては財政的に破綻しているということになりますし、逆に、給付をするために無限定に負担を上げていくということは不可能です。このため、平成16年の制度改正で、負担の上限（平成29年度以降、厚生年金は賃金の18.3%、国民年金は月16,900円（平成16年度価格））を定め、その負担の範囲内で給付を調整する仕組みに変更しています。

このように、賦課方式の年金である限り、「二重の負担」は生じませんが、年金制度に関する情報を多角的に、つつみ隠さずに提供するという観点から、これまで「財源と給付の内訳」を基に、仮に公的年金制度を積立方式に切り替えたとした場合のいわゆる「二重の負担」に相当する額を機械的な算出ではありませんが、お示ししています。この値については、今回、厚生年金で500兆円となっています。

- ※ 過去期間に係る給付（830兆円）
  - － 過去期間に係る国庫負担（190兆円）
  - － 現在保有する積立金（140兆円）
  - ＝ 「二重の負担」の額（500兆円）

## 10. 5年前の試算と今回の試算の比較。状況は大きく変化していません。

これまで見てきましたように、平成21年5月26日に公表した財政検証の関連資料については、下表の「1. 年金制度における世代間の給付と負担の関係（給付負担倍率）」、「2. 生年度別に見た年金受給後の年金額の見通し」、「3. 世帯類型別の所得代替率」、「4. 厚生年金、国民年金の財源と給付の内訳」がありました。

いずれの結果についても、昨今の厳しい経済情勢を織り込んだ割には、5年前の結果と比べて、大きな変化はありません。

### 平成21年財政検証関連資料 一概要一

#### 1. 年金制度における世代間の給付と負担の関係（給付負担倍率）

生年度	平成17(2005)年における年齢	平成22(2010)年における年齢	厚生年金(基礎年金を含む)		国民年金	
			平成16年財政再計算	平成21年財政検証(基本ケース)	平成16年財政再計算	平成21年財政検証(基本ケース)
1940年生	65歳	70歳	6.3倍 →	6.5倍	4.3倍 →	4.5倍
1945年生	60歳	65歳	4.6倍 →	4.7倍	3.4倍 →	3.4倍
1955年生	50歳	55歳	3.2倍 →	3.3倍	2.3倍 →	2.2倍
1965年生	40歳	45歳	2.7倍 →	2.7倍	1.9倍 →	1.8倍
1975年生	30歳	35歳	2.4倍 →	2.4倍	1.8倍 →	1.5倍
1985年生	20歳	25歳	2.3倍 →	2.3倍	1.7倍 →	1.5倍

#### 2. 生年度別に見た年金受給後の年金額の見通し

生年度	平成16(2004)年における年齢	平成21(2009)年における年齢		厚生年金の標準的な年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)との比率		
				受給開始時点(65歳時点)	受給開始10年後(75歳時点)	受給開始20年後(85歳時点)
1944年生	60歳	65歳	平成16年財政再計算	57.5 %	47.8 %	41.8 %
			平成21年財政検証(基本ケース)	62.3 %	51.7 %	43.2 %
1954年生	50歳	55歳	平成16年財政再計算	51.6 %	45.1 %	40.5 %
			平成21年財政検証(基本ケース)	56.9 %	46.6 %	40.1 %
1964年生	40歳	45歳	平成16年財政再計算	50.2 %	45.1 %	40.5 %
			平成21年財政検証(基本ケース)	54.0 %	44.4 %	40.1 %
1974年生	30歳	35歳	平成16年財政再計算	50.2 %	45.1 %	40.5 %
			平成21年財政検証(基本ケース)	50.1 %	43.3 %	40.1 %

3. 世帯類型別の所得代替率

世帯類型		所得代替率		
		直近時点 (平成16.21年度)	平成37(2025)年	平成62(2050)年
夫のみ就労の場合	平成16年財政再計算	59.3 %	50.2 %	50.2 %
	平成21年財政検証(基本ケース)	62.3 %	55.2 %	50.1 %
40年間共働きの場合	平成16年財政再計算	46.4 %	39.3 %	39.3 %
	平成21年財政検証(基本ケース)	48.3 %	43.1 %	39.9 %
男子単身の場合	平成16年財政再計算	42.5 %	36.0 %	36.0 %
	平成21年財政検証(基本ケース)	43.9 %	39.3 %	36.7 %
女子単身の場合	平成16年財政再計算	52.7 %	44.7 %	44.7 %
	平成21年財政検証(基本ケース)	55.3 %	49.2 %	45.0 %

4. 厚生年金、国民年金の財源と給付の内訳 (運用利回りによる換算)

厚生年金(平成16年財政再計算)		厚生年金(平成21年財政検証、基本ケース)													
財源	給付	財源	給付												
<table border="1"> <tr><td>保険料</td><td>1,200 兆円</td></tr> <tr><td>国庫負担</td><td>340 兆円</td></tr> <tr><td>積立金</td><td>160 兆円</td></tr> </table>	保険料	1,200 兆円	国庫負担	340 兆円	積立金	160 兆円	= 1,710 兆円	<table border="1"> <tr><td>保険料</td><td>1,190 兆円</td></tr> <tr><td>国庫負担</td><td>330 兆円</td></tr> <tr><td>積立金</td><td>140 兆円</td></tr> </table>	保険料	1,190 兆円	国庫負担	330 兆円	積立金	140 兆円	= 1,660 兆円
保険料	1,200 兆円														
国庫負担	340 兆円														
積立金	160 兆円														
保険料	1,190 兆円														
国庫負担	330 兆円														
積立金	140 兆円														
国民年金(平成16年財政再計算)		国民年金(平成21年財政検証、基本ケース)													
財源	給付	財源	給付												
<table border="1"> <tr><td>保険料</td><td>120 兆円</td></tr> <tr><td>国庫負担</td><td>150 兆円</td></tr> <tr><td>積立金</td><td>10 兆円</td></tr> </table>	保険料	120 兆円	国庫負担	150 兆円	積立金	10 兆円	= 280 兆円	<table border="1"> <tr><td>保険料</td><td>90 兆円</td></tr> <tr><td>国庫負担</td><td>120 兆円</td></tr> <tr><td>積立金</td><td>10 兆円</td></tr> </table>	保険料	90 兆円	国庫負担	120 兆円	積立金	10 兆円	= 220 兆円
保険料	120 兆円														
国庫負担	150 兆円														
積立金	10 兆円														
保険料	90 兆円														
国庫負担	120 兆円														
積立金	10 兆円														

※仮に、公的年金を積立方式に切り替えたとした場合のいわゆる「二重の負担」の額を機械的に計算すると、平成16年財政再計算では、厚生年金420兆円、国民年金50兆円。平成21年財政検証(基本ケース)では、厚生年金500兆円、国民年金50兆円。